

高松市・香川町合併協議会会議録
第 2 回 会 議

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日 (木)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第2回会議

1 日時

平成15年10月23日(木)午後1時30分開会・午後3時19分閉会

2 場所

香川町農村環境改善センター2階大ホール

3 出席委員 20人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	吉本保久	委員	溝淵敬
委員	廣瀬年久	委員	初瀬恭次郎
委員	田中和夫	委員	北中ヤエ子
委員	山田徹郎	委員	大塚茂樹
委員	松浦可稔	委員	鎌田郁雄
委員	御厩武史	委員	千葉規美子
委員	梶村傳	委員	石田芳直
委員	大浦澄子	委員	大野義明
委員	三笠輝彦	委員	中原禪雄

4 欠席委員 2人

委員	菰淵将鷹	委員	井原健雄
----	------	----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	田中和夫(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	角田富雄	幹事	大久保正和
幹事	横田淳一		

6 欠席幹事 1人

幹事	井竿辰夫
----	------

7 事務局

事務局長	林	昇	総務班 兼計画班	森	田	大	介
事務局次長 (調整班長事務取扱)	加	藤	昭	彦	調	整	班
総務班長 兼計画班長	福	井	隆	調	整	班	澤
				田	敏	男	

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第3号 高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程について

報告第4号 幹事長及び副幹事長の互選結果について

報告第5号 高松市・香川町合併協議会だよりの発行について

報告第6号 高松市・香川町合併協議会ホームページの開設について

(2) 協議事項

議案第7号 合併協定項目について

4 その他

(1) 高松市・香川町の現況について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

それでは、ただいまから高松市・香川町合併協議会第2回会議を開会させていただきます。

皆様方には、何かと御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと御厩武史委員さんのお二人にお願いいたします。御指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3「議事」に入らせていただきます。

会議次第3 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1)の「報告事項」でございますが、報告第3号及び報告第4号について事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、事務局から報告第3号及び第4号について御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

お手元の会議資料の1ページをお開きください。

報告第3号「高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程について」でございます。

合併協議会の第1回会議で御議決いただきました幹事会規程第7条の規定では、幹事会に部会を置くこと、また、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることとなっております。先般、この幹事会部会規程につきまして、両市町で協議が調い、平成15年10月21日付けで部会が設置されましたので、御報告するものでございます。

資料2ページをお開き願います。

幹事会部会規程の第2条、まず、部会の所掌事務でございますが、部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、両市町の合併に関する協議など、規約第3条に掲げる事項について実

務的に協議、調整することといたしております。

次は、第3条の組織でございます。恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

4ページでございますが、部会につきましては、別表に記載しておりますように、総務部会など全部で17の部会を設置することといたしております。委員構成は、原則として高松市は課長以上の職員、香川町は課長補佐以上の職員をもって充てることとしております。その考え方といたしまして、高松市の組織における課長の位置付けやその所掌事務と、香川町の組織と所掌事務など、双方の組織体制を考慮したものでございます。

なお、別表の後ろ、6-1、2ということで枝番を振っておりますが、参考までに、両市町の行政機構図を添付いたしております。6ページの後に、6-1、6-2ということで折り込んで、両市町の行政機構図を添付いたしておりますので、後ほどごらんいただけたらと思っております。

恐れ入りますが、再び2ページに戻っていただきまして、規程でございますが、2ページ、規程の第4条でございますが、4条は、部会長の職務についての規定でございます。

次に、第5条の会議でございますが、会議は事務局長の要請により、または、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となること、また、関係する他の部会と合同の会議を開催することができることなどを規定いたしております。

次に、第6条の報告でございますが、部会長は、会議の協議の概要及び結果について、幹事会に報告するものとなっております。

次の第7条は、庶務の規定でございますが、部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部署が処理することといたしております。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしておりますが、平成15年10月21日をもって部会が設置されたところでございます。なお、部会における協議、調整につきましては、現実には、両市町の担当レベルでの協議が中心となり、そこに書いております委員が集まった部会での協議、調整については、節目で開催するという程度で、出席者につきましても、委員以外の関係の職員も出席することを想定いたしておりますので、申し添えておきます。

続きまして、7ページをお開き願います。

7ページは、報告第4号「幹事長及び副幹事長の互選結果について」でございます。

本協議会幹事会規程の第5条第1項に、「幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。」とされておりますが、去る10月9日に開催いたしま

した幹事会におきまして、幹事長には高松市の廣瀬助役、副幹事長には香川町の田中助役が選任されましたので、御報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第3号及び第4号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第3号及び報告第4号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。何かございませんですか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特段御発言もございませんので、次に、報告第5号及び報告第6号について事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、報告第5号及び第6号について御説明をいたします。

資料の8ページをお開き願います。

報告第5号「高松市・香川町合併協議会だよりの発行について」でございますが、このたび合併協議会だよりを発行いたしましたので、御報告するものでございます。

別添、最後の方に付けておりますが、協議会だよりをごらんいただきたいと存じます。

申し訳ございませんが、1つ訂正がございます。協議会だよりの4ページ、一番最後のページでございますが、最終ページの右の上、高松市・香川町の主なデータのうちに、世帯数の香川町欄に誤りがございました。既に訂正をいたしておりますが、次回の協議会だよりにおきまして、おわびと訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

元に戻りまして、会議資料の9ページをごらんいただきたいと存じます。

9ページのまず1の「発行目的」でございますが、高松市・香川町合併協議会での協議の内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とするものでございます。

次に、2の「発行回数」でございますが、本年度は、今月の創刊号を含めまして3回の発行を予定いたしております。現在のところ、今後、来年1月と3月の発行を予定いたしております。なお、発行月につきましては、今後の会議の開催予定と掲載可能な内容等を勘案いたしまして、適宜、変更されることもございますので、よろしくお願いをいたします。

また、合併協議会だよりの発行月以外の月につきましても、それぞれの市町の広報紙を活

用いたしまして、協議会での協議内容や協議状況等を、適宜、住民の方に情報提供していくことといたしております。

次に、3の「発行部数」でございますが、1回ごとの発行部数につきましては約13万3,400部でございます。創刊号につきましては、高松市分は「広報たかまつ」の10月1日号の配布にあわせまして、香川町分につきましては「広報かがわ」10月号の配布にあわせまして、それぞれ各世帯へ配布いたしたところでございます。

以上が報告第5号の説明でございます。

次に、報告第6号について御説明をいたします。資料10ページをお開き願います。

報告第6号「高松市・香川町合併協議会ホームページの開設について」でございますが、このたび合併協議会のホームページを開設いたしましたので、御報告するものでございます。

11ページをごらんいただきます。

まず、1の「開設目的」でございますが、高松市・香川町合併協議会での協議の内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民の方に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とするものでございます。

次に、2の「開設日」でございますが、インターネット上で本協議会のホームページを開設し、平成15年10月1日水曜日から情報を提供しているところでございます。

次に、3の「主な内容」でございますが、協議会の概要、協議会の開催状況、会議録、会議資料、質問・意見募集コーナー、傍聴のお知らせ、協議会組織図、協議会の委員名簿、協議会の規約、規程等を掲載し、情報提供しているものでございます。

なお、質問・意見募集コーナーでは、合併に関する質問等に対しまして、電子メールで回答を行うことといたしておりますほか、質問に対する回答につきましても、その内容によりまして、適宜、ホームページのQ&Aコーナーに追加をしていくことといたしております。

次に、4の「情報の更新」でございますが、随時、更新することといたしておりますが、会議資料につきましては、会議の終了後、速やかに掲載することといたします。また、会議録につきましても、原則といたしまして、次回の会議の開催までに掲載することといたしております。第1回の会議の会議録につきましては、今週の月曜日、20日の日にホームページに掲載したところでございます。

次に、5は「ホームページアドレス」でございます。参考までに、お手元の資料の最後

にホームページの先頭画面と、そのホームページを展開した画面を添付いたしております。ごらんいただきたいと存じます。

なお、昨日、10月22日までのアクセス件数ですが、ホームページ開設後22日間で2,508件、1日平均に直しますと114件のアクセスがございました。御報告いたしておきます。

以上、簡単ではございますが、報告第5号及び第6号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第5号及び報告第6号につきまして、御質問、御意見等ございましたらどうぞ発言願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に発言がございませんので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第3（2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3（2）の「協議事項」に移ります。

議案第7号「合併協定項目について」を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、議案第7号「合併協定項目について」御説明をいたします。

資料の12ページをお開きください。

本合併協議会では、合併の是非に関する協議、建設計画の作成等を行うこととなっておりますが、合併協議の根幹にかかわる事項につきましては、合併協定項目として本協議会で協議いたします。

13ページには、その協議の対象となる事項を、性質別に分類した合併協定項目を記載しておりますが、まず、大分類の1の「基本的な協議事項」が、1の「合併の方式」から5の「財産の取扱い」までの5項目、大きな分類2の「合併特例法に定める協議事項」が、6の「地域審議会の取扱い」から10の「一般職の職員の身分の取扱い」までの5項目、大分類3の「その他協議事項」が、11の「町名・字名の取扱い」から24の「各種事務事業の取扱い」までの14項目及び14ページの最後でございますが、大分類4の「建設計画に係る協議事項」と大きく4つに分けております。これらの事項につきましては、どのような項目を合併協定項目にするかなどの明確な基準はございませんので、国が作成いたしました運営マニュアル及び先進地域の事例等を参考にし作成したものでござい

ます。

なお、それぞれの合併協定項目に1番から25番までの番号が、また24の「各種事務事業の取扱い」では、24の1番から24の24番までの番号が付されておりますが、これは協定項目番号でございまして、それぞれの協定項目に固有の番号でございます。

なお、各合併協定項目の内容につきましては、次の15ページ以降に記載をいたしております。15ページをごらんください。

15ページの合併協定項目の内容についてでございます。

まず、協定項目のうち1番から5番までが「基本的な協議事項」でございます。まず、1の「合併の方式」につきましては、新設合併とするか編入合併とするかを協議するものでございます。どちらの方式をとるかによりまして、市の名称、特別職の職員、議会議員、農業委員、条例規則等の取扱いが違ってくる最も基本的な事項でございます。

次に、2の「合併の期日」につきましては、合併の手續に要する期間や住民サービスが滞りなく行えるよう、議会の議決など、法的手続や合併準備作業に要する期間をも考慮して、合併の期日を定める必要がございます。また、合併特例法の適用を受けるためには、平成17年3月31日までが期限となります。

次に、3の「新市の名称」につきましては、新設合併の場合は、両市町が廃止されるため、新市の名称を定める必要があります。また、編入合併の場合には、通常は、編入する市町の名称といたします。

次に、4の「新市の事務所の位置」につきましては、新設合併の場合には、新たに定めることとなり、編入合併では、通常は、編入する市町の事務所の位置となります。

次に、5の「財産の取扱い」につきましては、両市町が保有する土地、建物、債権、債務などについてすべて新市が引き継ぐこととし、公の施設につきましても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則でございます。また、財産区の取り扱いについても、この項目で協議するものでございます。

次の大きな分類の2は、「合併特例法に定める協議事項」でございます。まず、6の「地域審議会の取扱い」につきましては、合併前の市町の区域を単位として設けられ、新市の施策に対してその長から諮問を受け、または必要に応じて意見を述べることができる、この地域審議会を設置するかどうか、また、設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期などの組織や運営に関する事項を協議するものでございます。なお、地域審議会につきましては、両市町の協議により定められた一定の期間に限って設置できるこ

ととなっております。

次に、7の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

8の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましても、これも議会議員と同じように、合併後の農業委員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議をするものでございます。

次に、9の「地方税の取扱い」につきましては、両市町での税目、税率に著しい不均衡があり、合併後直ちに合併後の市の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くということとなると認められた場合には、合併特例法におきましては、合併が行われた日の属する年度、及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税を行うことが認められておりますが、この不均一課税をするかどうか、また、する場合の税目や実施時期等について協議をするものでございます。

次に、10の「一般職の職員の身分の取扱い」につきましては、一般職の職員が引き続きその身分を保有するように措置をするとともに、職員の任用制度、給与、その他の勤務条件の適用について、均衡を図るよう協議をするものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

分類3でございますが、「その他協議事項」でございます。

まず、11の「町名・字名の取扱い」につきましては、町名・字名は、地域の歴史や文化により、住民の方の愛着がございますため、両市町の意向を尊重して、その取り扱いを協議することとなります。

次に、12の「慣行の取扱い」につきましては、両市町がそれぞれ定めております市町の章、都市宣言、憲章、市町の花・木などの慣行につきまして、その統一に向けての取り扱いを協議するものでございます。

次に、13の「事務組織及び機構の取扱い」につきましては、合併後の円滑な行政執行のための措置を講ずるとともに、機構改革についても協議をするものでございます。また、支所、出張所を設ける場合には、その位置や名称、所管区域につきまして、条例で定める必要がございます。

次に、14の「条例・規則等の取扱い」につきましては、新設合併の場合には、両市町の法人格が消滅いたしますため、条例・規則がすべて失効、なくなりますので、新市において、条例・規則等を新たに制定する必要がございます。一方、編入合併の場合には、編

入される市町の条例・規則は原則として失効し、基本的には編入する市町の条例・規則が適用されます。

次に、15の「特別職の職員の身分の取扱い」につきましては、新設合併の場合には、特別職の職員は全員身分を失い、編入合併の場合には、編入される市町の特別職は身分を失うこととなります。このような特別職の職員の処置について協議をするものでございます。

次に、16の「一部事務組合等の取扱い」につきましては、両市町が構成団体となっており、一部事務組合について、合併後に構成団体に変動が生じるので、その取り扱いについて協議をするものでございます。また、公社、第三セクター及び公益法人等の外郭団体についても、その取り扱いについて、この項目の中で協議をするものでございます。

次に、17の「附属機関等の取扱い」につきましては、両市町が設置いたしております審議会、懇談会、協議会などの附属機関等の取り扱いについて協議をするものでございます。

次に、18の「公共的団体等の取扱い」につきましては、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等につきましては、合併に際し、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされておりますことから、その取り扱いについて協議をするものでございます。

次の19の「消防団の取扱い」につきましては、その組織のあり方等について協議をするものでございます。

次に、20の「使用料・手数料等の取扱い」につきましては、両市町間で、同一目的の施設の使用料や各種の証明手数料など、同一種類の事務の手数料が異なっている場合には、合併に際して、あらかじめ調整をする必要がございます。その取り扱いについて協議をするものでございます。

次に、17ページをごらんいただきます。

21の「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」につきましては、現在、両市町が交付いたしております各種団体への補助金・交付金等について、その内容を整理し、従来からの経緯や実情等を踏まえながら、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整を行うものでございます。

次に、22の「国民健康保険事業の取扱い」につきましては、市町が保険者となって運

営しており、国民健康保険の賦課方式 税あるいは料や、保険料あるいは税率が、両市町で異なっておりますことから、合併に際しまして、その一元化を図るため協議をするものでございます。

23の「介護保険事業の取扱い」につきましては、22の「国民健康保険事業の取扱い」と同様に、市町が保険者となって運営しておりまして、介護保険料等が両市町で異なりますことから、合併に際して、その一元化を図るため協議するものでございます。

次に、24の「各種事務事業の取扱い」でございますが、これにつきましては、さらに24に分類いたしております。

まず最初は、「都市提携」でございます。住民相互の友好と親善の促進を図るため、両市町で提携しております友好都市や姉妹都市などの都市提携について協議するものでございます。現在、香川町におきましては、都市提携はされておりませんが、高松市におきましては国内、国外の幾つかの都市と都市提携をいたしておりますので、それらの取り扱いについて協議するものでございます。

2番目は、「電算システム事業」でございます。戸籍、税務を初めとする各種の電算システムにつきましては、速やかに統合し、合併時に円滑に稼働する必要がございますため、システムの統合やその調整について協議をするものでございます。

3番目は、「広聴広報事業」でございます。住民から幅広く意見を聴くための広聴事業、また、広報紙、ホームページなどの広報事業の取り扱いについて協議をするものでございます。

4番目は、「人権啓発事業」でございます。人権問題に関する普及、啓発、相談等の事業や人権教育などの事業の取り扱いについて協議をするものでございます。

5番目は、「コミュニティ施策」でございます。地域の個性や独自性を尊重した地域主体の活動の担い手となります自治会などの地域活動に関する施策について、その取り扱いを協議するものでございます。

6番目は、「障害者福祉事業」でございます。身体・知的・精神の各障害者に対する各種給付や助成制度などの取り扱いについて協議をするものでございます。

7番目は、「高齢者福祉事業」でございます。介護支援事業など、高齢者に対する保健福祉サービスや生きがい対策事業などの取り扱いについて協議をするものでございます。

8番目は、「生活保護事業」でございます。現在、香川町の生活保護法に基づく事務は、県の福祉事務所が実施しておりますことから、その事務移管などについて、県も含め

て協議する必要がございます。

9番目は、「児童福祉事業」でございます。各種の子育て支援策など、児童福祉、母子福祉、保育に関する支援制度などの取り扱いについて協議をするものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

10番目は、「その他の福祉事業」でございます。ただいま御説明をいたしました障害者福祉、高齢者福祉、生活保護、児童福祉の各事業に属さない、その他の福祉事業について協議をするものでございます。

11番目は、「保健衛生事業」でございます。保健事業、予防対策事業、食品衛生業務、健康づくり事業など、その取り扱いについて協議するものでございます。あわせて、香川町の保健所業務は、現在、県が実施しておりますことから、その事務移管などについて、県も含めて協議をするものでございます。

12番目は、「病院事業」でございます。高松市民病院、香川病院について、合併後の医療体制のあり方などについて協議するものでございます。

13番目は、「環境対策事業」でございますが、環境保全、公害対策、し尿・ごみ収集、その他環境対策につきまして、その取り扱いを協議するものでございます。

次に、14番目は「商工・観光関係事業」でございます。観光振興事業、商工業振興事業、勤労者福祉対策事業などについて協議をするものでございます。

15番目は、「農林水産関係事業」でございます。農林水産振興方策や関係団体の育成事業、土地改良事業などについて協議するものでございます。

16番目は、「建設関係事業」でございます。道路・橋梁、河川、公園、公営住宅等の整備・維持管理、都市計画などについて協議するものでございます。

17番目は、「交通関係事業」でございます。公共交通機関確保のための各種の施策、交通安全対策事業などの取り扱いについて協議するものでございます。

次に、18番目は「上水道事業」でございます。水道事業の運営のあり方を初め、水道料金の算定・収納など、各種制度につきまして協議をするものでございます。

次に、19番目は「下水道事業」でございます。公共下水道や農業集落排水事業などの事業の調整を初め、これらに関する使用料、負担金等について、その取り扱いを協議するものでございます。

次に、20番目は「消防防災関係事業」でございます。消防体制の整備、防災関係組織の整備などについて協議をするものでございます。なお、消防団の取り扱いにつきまして

では、先ほど申しあげましたように、別途、協定項目の19として設定しておりますので、そこで協議をすることといたしております。

次に、21番目は「学校教育事業」でございます。就学支援のための各種助成など、幼稚園や小・中・高等学校教育に関する各種の制度や学校給食、通学区域などについて、その取り扱いを協議するものでございます。

次に、19ページに参りまして、22番目は「社会教育事業」でございます。生涯学習、青少年健全育成、スポーツ振興事業などの社会教育事業について協議をするものでございます。

次に、23番目は「文化振興事業」でございます。文化財保護、芸術文化事業、芸術文化団体育成など、文化振興事業について協議をするものでございます。

最後の24番は、「その他の事業」でございます。今申しあげました、いずれにも属さない事業等につきまして、この24番で協議するものでございます。

次に、大きな項目の4、「建設計画に係る協議事項」でございますが、合併特例法に基づきまして、新市の建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を策定するため協議を行うものでございます。

以上、御説明いたしました合併協定項目について、今後、協議を進めていこうとするものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

20ページには、参考資料といたしまして、今後の協議スケジュールを掲載しております。合併協議会におきましては、今後、仮に合併すると仮定をいたしまして、行政制度等の現況調査並びに調整を行う中で、建設計画の作成のほか、それぞれの合併協定項目についての協議を進めていき、合併についての判断材料をそろえた上で、合併の是非を判断することとなります。

なお、下の欄外に 印で記載しておりますように、この合併協議会は、住民発議により設置された合併協議会でございますので、その設置の日、9月1日から6カ月以内に建設計画の作成や合併に関する協議の状況を、この協議会の設置請求代表者に通知をするともに、これを公表しなければならないこととなっております。

以上、議案第7号「合併協定項目について」の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第7号につきまして御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

そちらの方が先だったのでどうぞそちらから。

大野委員 香川町第4号委員の大野でございます。協定項目の関連質問を申し上げたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ただいまの提案説明には、基本的なものや、その他もろもろの協議事項が提案されていますが、項目のウエート順に審議進行とか、合意可能見込みの順とか、また合意の成立、不成立、保留とかに分類整理し、再度審議、進行を図るとか、山登りのように一つの山に登る道は幾通りもあるので、中身の理解、双方の考え方等を通じて、信頼関係の構築を図り、一步一步積み重ねていく努力が必要かとも思われますが、幹事会も含め、どのような審議手法をお持ちか、わかっていれば御披露願いたいが、いかがなものか、お尋ねしたいと思います。

議長（増田会長） それでは、事務局から説明いたします。

事務局長 事務局の方から説明をいたしますが、合併協定項目につきましては、案件により、その取り扱いは多少異なりますが、原則として幹事会、先ほど御報告させていただきました部会などにおいて十分協議を行いまして、両市町の協議が調った項目から、順次、協議会に提案していくということになります。

したがいまして、順番につきましては、協議が調った項目から上げていくということになりますので、必ずしも、この順番どおりにはならないということになるかと思えます。そのため、協定項目事項を適切に管理するために、先ほど説明いたしましたように、それぞれに番号を付しております、これはずっと最後まで同じ番号で管理をしていくということになるものでございます。

そのようなことで、協議を行ってまいります、この幹事会等として、現時点において、この協定項目それぞれについて、あるいは協定項目全般について、何らかの考え方があるかないかということですが、それについては、協議会の意向等を受けて、協議を受けて幹事会等で協議をしていく、あるいは両市町の意見を出し合って協議をしていくということになりますので、現時点において、固まった考え方あるいはそのような方向性を出していくということについては、適切ではないというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

大野委員 よろしゅうございませうか。

そうしますと、幹事会で合意されたようなものをこの協議会に出してくるというステップで、幹事会で合意に達しないものはなかなか出てきにくいと、そう理解してよろしゅうございましょうか。

事務局長 事務局から、再度、説明をいたしますが、幹事会において協議は必ずすることになります。その幹事会で協議をする前段においても、市町で事務レベルでの協議は当然ありますし、部会にかかわることについては、部会で協議をいたします。また、部会で協議をすることについても、担当者レベルでの協議も行っていくということになるかと思えます。

なお、幹事会で合意に達したものが上がってくるのかどうか、ということにつきましては、100%合意したものを上げるのか、あるいは両論併記、あるいは複数案を併記した形で提案をしていくのか、そのあたりの協議の方法、あるいはまとめ方につきましては、幹事会で協議をしていくということになるかと思えますので、その取り扱いについては事務局の方からは説明、今の時点で説明することはできませんので、御了承をいただきたいと思えます。

大野委員 わかりました。

議長（増田会長） ほかにございましょうか。

はい、どうぞ。

初瀬委員 初瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど、事務局の方から、合併に対する協定項目や建設計画案の詳細の御説明があったわけでございますけれども、この議案を協議する前に、少し意見を申し上げたいと思えますけれども、よろしゅうございましょうか。

私は、この合併協議会の位置付けは、合併についての賛成、反対の意見をオープンにしながら、合併の是非を論議する場と心得ておるのでございます。このような合併協議会の設置趣旨から言いまして、香川町では、御承知のように賛否が真っ二つに分かれている状況は、皆様よく御承知のとおりでございますけれども、これらを踏まえまして、ただいまの議案の合併協定項目を、恐らく次回に協議して決定するということについては、合併について双方が合意したと、市民や町民に広く印象づけられるおそれがあると、懸念をいたしておるのでございます。

私といたしましては、市町建設計画案や合併協定項目案を協議を行う前に、確認したい点を2点ほど申し上げたいと思えますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、1点目でございますけれども、高松市の公共事業や財政の状況の見通し等を承りまして、この協議会の場で論議することが必要ではないかと思うのでございます。また、今、高松市では、新聞等の記事によって見ますと、高松市市街地の活性化対策といたしまして、丸亀町や南新町の再開発事業計画、また、サンポート高松の整備や運営計画、高松城天守閣の再建等、また、南部ごみ処理施設の新設、椋川ダムの建設にかかわる分担金と、大型公共投資がメジロ押しに計画されているやに報道されております。

一方、10月11日の四国新聞には、高松市の来年度、2004年度の予算編成方針が記載されておりましたけれども、これによりますと、来年度の財源不足は44億円、07年度の財政見通しは、一般財源不足は144億円まで膨らむ危機的状況と報じられております。このような財政状況の中で、財源不足をどのように解消していかれるのか、お尋ねをいたしたいと思います。このことも、合併の是非の判断をする重要な問題かと考えるのでございます。

次に、合併の目的は、高松市と香川町がともに発展、活性化することに尽きると思うのでございます。そこで、2点目に、高松市が中核都市圏の中で香川町域をどのように位置付けされているのか、また、どのような役割を期待しているのかを確認をしておきたいと思うのでございます。

以上、2点の要望や確認をさせていただき、両市町の財政状況や将来展望、また、香川町のあり方等を今後の合併協議会の場で論議をして、合併をするかしないか、どちらを選択することが将来にわたりまして、両市町の住民福祉の向上と地域の発展と活性化につながるかを判断し、その上で、合併について一定の合意に至ったときに、市町建設計画案の作成や合併協定項目案の協議を行うことがいいのではないかと、私は考えておりますので、意見として申し上げさせていただきます。

最後に、一言でございますけれども、申し添えておきますが、1市10町の合併のシミュレーションが、もう皆様、既に県主導で行われておるのは御存じのとおりかと思っておりますけれども、この1市10町によります広域行政事務組合の事業運営という共通項があるので、1市10町の合併促進がされてよいはずでございますけれども、この10町の周辺町のほとんどの町が、高松市との合併に消極的で、距離を置くのは何ゆえでしょうか、よく考えてみる必要があるのではないかと、このように思うので、一言申し添えさせていただきます。

以上で終わります。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

梶村委員 高松市議会の梶村と申しますが、初瀬委員さんのお話をお伺いして、ちょっと感じたことを申し上げるんですが、私は、合併協議会の協定項目は、既にそれぞれの町と当市、高松市との間で協議がされて、大体こういう項目をそれぞれ今お話がありましたように、項目ごとに合意ができたものはそれなりに協議会に出していくし、あるいは協議会の方針に基づいて、協議会の意見に基づいて、部会なり幹事会なりで協議を進めていくという前提で、協議項目をこういうように番号を付してやりましょう、ということ言ってますもんですから、ですから私は、それです協定項目は協定項目、せっかく協議事項としてお互いにそれを協定項目は認め合うということをやった上で、先ほど、今、初瀬さんからお話があったような意見が出されることは、私はやぶさかでないと思いますし、そのことについて、お互い論議をするということについても、当たり前のことだと思います。

ただ、今一挙にそのことになると、少し土俵の立場といたしますが、そのところが私は少し違うのではないかと考えてるんです。というのは、第1回的时候に、この協議会的时候に、まあ香川町と高松市との行政サービスや、あるいは制度上のことなんかについて、余りお互いが承知をしてないから、お互いに参考資料として、それぞれのサービスの模様とか制度上とか、そういうものをお互いに出してもらおうではないかという話が、前回の協議会であったわけです。ですから、その協議会の中で、私は、協定項目は協定項目として幹事会で話ができてると思ってますから、それを置いて、その上で、多分、これ参考資料つけていただいているところを見ると、今まで、例えば財政指標だとか数値なんか、多少、指標化されるところがありますから、今まで大分それなりのオープンになった資料を示されておるもんだと、参考資料で。それは、前回の協議会に基づいて出されてきておるんですね。ですから、そういうものを精査した上で、またこれでよければこれでよし、さらに前回の委員の皆さんからも話があった、大塚委員からも話がありましたが、いずれにしても、行政サービスの現状、そういうものをお互いに出し合う、知り合うといった上で、今も初瀬さんからお話ありました、高松市の財政状況をどうクリアできるのか、あるいはサポートとか、これから先の高松市の投資がどのように変化していくのか、その上で財政運営はどういうように大丈夫なのかという論議がされるべきでありまして、今直ちに、このことについてサービスの財政がクリアできるのかどうなのか、という議論に入りますと、サービスの現況というものをお互いに知り合おうじゃないかという

話が、結局一足飛びになってしまいます。ですから、私は、そういう意味では、今回は、この協議を調べといて、参考資料も承って、その上でさらに求めるべき課題があるなら求めるべき課題を明確にした上で、今、初瀬委員さんからお話があったようなことについて協議を重ねていくということではどうかと、その方が真つ当な協議の進め方になるんじゃないかというように私は思いますね。ぜひそういうふうに御理解いただきたいと思いますがね、私は。

議長（増田会長） ありがとうございます。

この件について何かほかにございますか。

初瀬委員 梶村委員さんから非常に貴重な御意見をいただいたわけでございますけれども、この議論、鶏が先か卵が先かというようなことで、私ども、高松市さんの状況につきましては、いろいろ勉強不足もありまして、もう内容についてはゼロに近いような状態でございます。

こういう中で、今申し上げる合併協定項目や建設計画をすぐ入っていくということには、もう先ほども申し上げましたように、合併を前提として受け取られるおそれもありますし、そこらを考慮して、十分、第1回目の議長さんのお話でもありましたけれども、いろいろオープンな意見を十分出して、討議をしてやっていこうというような意見がございましたけれども、それを踏まえまして、私は、この項目に入る前に、もう少しお互いを知るといふか、それから具体的な道に入るとはと、このように思って御意見を申し上げたような次第でございます。

梶村委員 おっしゃるとおりなんです。そのとおりだと思うんですが、ただ鶏が先か卵が先かという話というよりは、先ほども申し上げましたように、やっぱり議論の積み重ねというものが大事だと、私は思うんですね。しかも、先ほどお話がありましたように、町内での意見が非常に二分されておるといふことは、もう承知しておりますから、二分されておればおるほど、お互いのサービス状況というものをお互いに洗い出してみて、それでクリアできる課題なのかどうなのかというものを洗い出していかなきゃ、お互い知恵を出し合って、どうしてもこれはもうあかんのならばそれはしょうがないです。だけど、何とか知恵を出し合うことができるんかどうか、そこらあたりまで物差しというものを一つにするというためにも、やっぱりサービスとか現況はどうなのかということをお互いに洗い出そうというのが、前回の協議会の話だったと私は受けとめとるわけです。

ですから、それを全く横へ置いといて、今お話の課題だけ先に行くというふうになります

すと、そういった同じ土俵の上に入ることにならないのではないかと、しかも、町内の御意見が真っ二つになってると、二分されとるという状況を踏まえれば、なおのことそれを精査してみるということが必要だというふうに思いますので、ぜひひとつ、そこらあたりは御了解いただきたいもんだなと、私は思いますね。

初瀬委員 よろしいですか。私の御質問申し上げた、この2点につきましては、とりあえずこの2点です。いろいろ先ほどもお話のあったように、いろいろ突き合わせしていかなければならないということは、これから先の段階はよくわかっております。それから、そういうようなことから入っていった方が、私はこれから先、合併協定項目とか建設計画の審議、協議に入るよりもそちらが先でないかなというような意見で、先ほどのようなあれを申し上げたわけでございますけれども。

議長（増田会長） はい、もうわかりました。私のあれがちょっとあれだったですが、これが本当だったら、その他のところでお話してもらうた方がよかったんですけど、今議題になっておるのは、この項目が適当かどうか、この項目以外につけ加えるものがあるのかとか、これをもう削除してもいいのかと、項目自体の議題でございますので、ちょっと、もう今お話ししたことについては、もうもちろん結構なんですけど、今後これ以降は、この協定項目についての御質問、御発言にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

はい、どうぞ。

石田委員 確認のために一言お聞かせ願いたいと思うんですが、先ほどこちらの方から発言があったわけですが、幹事会、部会等で合意部分から協議会に入りたいと、こういうような説明であったかと、このように思います。合意部分から説明に入るんは、そりゃ結構だろうと思うんですが、この順序でなくして、順序はいずれにしても上下になる可能性があるだろうと、このように思いますが、合意ができ得ない部分が万が一できた場合には、順次、後回し後回しということになるであろうかと、このように思いますが、その点どういうお考えでありますか、お聞かせ願いたいと、このように思いますのと、もう一点は、第1回の会議で、ちょうど高松市の千葉委員さんの方からもお話があったかのように思いますが、できる限り各項目ごとに、とりあえずは後の部分でそれぞれ簡単に説明は加えておるところでございますが、詳細にわたってのデータをひとつお願いするとともに、できることならば次の会議の前段、少なくとも1週間ぐらい前には私たちの方へ配付ができるものかできないものか、その点いかがなものかでございますでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から答えさせます。

事務局長 事務局から説明をいたしますが、先ほどもちょっと御説明をいたしましたけれども、部会あるいは幹事会で協議をしたものを順次上げていくということになります。その際にどこまで固まっているかということは当然あるかと思えますし、次から次と協議が調って提案できるかどうかということについて、事務局サイドからの見通しというものは全く立てられないということをお知らせをいたしません。

なお、幹事会の日程と、この協議会の日程とのかかわりの関係からいしまして、今の御提案のありましたような前段部分で提示をすることができるかどうか、これについても現時点で明確にお答えできる状況にはありません。可能であれば、事前に提示をすることがよろしいかと思えますけれども、日程的な問題と、また幹事会での協議内容、協議の状況等によりまして、いろいろ差が出てきようかと思えますので、協議会の日程がどうしても先に決まってくる、その後で幹事会の日程が入って、1回で終わるかどうかということもあろうかと思えますので、そのようなことから言いますと、御提案の趣旨については、念頭に置いていきたいと思っておりますけれども、現実の場において、さまざまな状況が出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） もう一点、協議会の資料、この資料をもう少し早くもらえないかということもあったわけですかね。これはどんなですか。二、三日前に出すとか、当日配付というんでなくて、できるかどうか。

事務局長 協議会の資料そのものを事前に提示するということにつきまして、先ほどちょっと触れたわけですが、幹事会において協議をして、その時点で100%決まれば、できる限り早く示すことができるわけですが、その後の、資料の調整、修正、見直しあるいは表現の方法等について、事務局に任されて対応する場合があります。そのような場合がありますので、事前に、必ず毎回、協議会の資料を提示することができるかどうかについては、ちょっと今の時点ではわかりかねます、ということでございます。できる限りそのような配慮はいたしてまいりたいというふうに思っておりますが、100%毎回確実にできるかということについては、ちょっと明言を避けさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） そうですね。また、それから最初のときにも言いましたように、決定事項については、その場に出て、その日に決定するということはありませんから、次回

で決定するということになっておりますから、判断する時間的な余裕はあるのではないかなと思いますが、できるだけ努力するということができます。

どうぞ。

森谷委員 高松市議会の森谷でございます。

ちょっと一部確認なんですけど、先ほどのお話で、幹事会で協議が調ったものから出てくるというふうな判断じゃなくて、合意できなくっても両論併記もあるということによるしいんでしょうね。

事務局長 説明をさせていただきますが、合併協定項目について提案するまでの流れを申し上げますと、部会で協議するものについては部会で協議して幹事会上げる、幹事会でまず協議をしていくものについては幹事会で協議をするということですが、そういうものにつきまして、幹事会で協議をする前段で、この合併協議会に次の協議会あるいは次の次の協議会に提案したい、あるいはすべき事項について、参考資料ということでそれぞれの市町の現況、それから他都市の、他の合併協議会の現況、状況ですね、そういうものをまとめたものを、案件を提案するもう一つ前段の協議会の場において提示をして、それを説明するという機会がまずあります。

そういうことで、まず両市町の状況、香川県域の現況等を御理解をいただいた上で、その次の協議会までに、部会あるいは幹事会でそのものについての調整、協議を行って、それがまとまっていけば提案をする、そのまとめ方は必ず100%まとめたものを提案するという場合だけではなくて、いろんな考え方を併記して、それを提案をしてこの協議会の場で本格的な議論をしていただくという場合もありますということ、先ほど申し上げたところでございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

森谷委員 はい、了解しました。

議長（増田会長） どうぞ。

松浦委員 松浦でございます。

協議会の項目については、マニュアルどおりだと思いますんで、地域地域の特異性がある場合には、3番の24番でその他の事業ということで追加ということも可能だと思いますけども、ただ、この協議をしていく中で、基本姿勢が変われば、変わるようなことになるようなことが随分あってくると思います。最後の建設計画ですけども、吸収合併と対等合併では、まるでやり方が違います。そういったことで、基本的な合併の方式から入っていただかないと、次の項目について、事務局で対等合併のときにこうなりますよ、吸収合併

のときにこうなりますよ、2つ事務局が案を出してやることは不可能だろうと思うんです。ですから、最初に合併の基本姿勢の編入か対等かということ、1番の項目に上げていただきたいと提案しておきます。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 ただいまの御意見でございますが、基本的には、ただいま御意見いただいたように、合併の方式というものが、後々の協議の重要なポイントになってくると、いろんな協議項目に影響を及ぼしてくるということについては、第1回の協議会等でも御説明いたしたとおりでございます。

ただ、合併の方式をいつの時点で協議をするかというのは、当然この協議会での議論の結果を踏まえて、事務局として対応していくということになるかと思っておりますので、ただいまの御意見としては、合併の方式をまずということでございますが、もし仮に、合併の方式が決まらなければ何もできないかということになってくると、何もできないことはない。前回、第1回の協議会で御意見をいただきました、両市町の状況、現況、各種制度、サービスがどのような状況になっているのかというのは、合併の方式にかかわらず、調査をしていかないと、協議会での判断材料ができないということになるかと思っておりますので、その作業は非常に膨大な作業量があります。大体3カ月から4カ月、第1段階として1、2カ月はかかるかと思っております。そのような作業については、協議会において、それはぜひ早くやるべきだという御意見がまとまれば、事務局としてそのように対応していきたい、まず第1回協議会では、そのような御意見でまとまったというふうに理解をいたしております。

それ以外の、例えば議会の議員の取り扱い、農業委員会の委員、条例・規則の取り扱い、そういう中心的な課題については、合併の方式が決まらなければ非常に協議がしにくいというか、基本的にはできない項目になるかというふうに思っております。その点御理解をいただきたいと思っております。

松浦委員 いいですか。

議長（増田会長） ちょっとほかの委員さんもありますんですが。

松浦委員 続いて。その現況を報告するのは、今、梶村さんが言われたように、それは香川町もすべて出す、高松市もすべて現況を出すのは、この協議会じゃなくても資料で出せると思うんです。ただ、協議に入るには、最初の基本姿勢が決まらないと……、事務局両案出してくる予定ですか。合併協議会で基本的な協議ができないうちに、対等の合併の

場合は、この協議会ででも対等合併の場合はこうなりますよ、編入の場合はこうなりますよ、2案をもって協議するんですか。

議長（増田会長） それは、当然そうなりますね。事務局。

事務局 ただいまの御意見でございますが、先ほどちょっと説明をいたしました、15ページから合併協定項目の内容の説明のところ、新設合併とするか編入合併とするかによって変わってくる書き方をしているところですね。これについては、合併の方式が変わってきますので、これについては合併の方式が決まらないとできない。それ以外にも、例えば、今後、本日の合併協定項目が決まっていけば、次の段階で、例えば合併協定項目の協議方針に係る基本原則、例えば一体性確保の原則とか、住民福祉向上の原則とか、負担公平の原則とか。この協定項目は何を協議するかという項目設定でございますので、その項目設定がされますと、それをどのように協議していくか、基本姿勢ですね、協議の基本姿勢を決めていただくことになります。

協議の基本姿勢が決まりますと、行政制度あるいは事務事業、いろんなサービスですね、それが、例えば高松市と香川町と異なる場合、あるいは一方にあって一方にない場合、そういうときにどうするのかという方針を決めていただかないと、協議ができない。その方針を決める場合には、合併の方式というものが非常に重要な要素になるということは、間違いのないところでございます。

ただ、そういうものを協議していく前提として、高松市、香川町のいろんな制度、サービスというものが、どのような状況になっておるのかということと比較対照することは、大前提となるものでございます。その点、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松市の学経委員の鎌田でございます。

伺っておりますと、非常に市及び町の何でしたっけ、こないだの新聞に言われてた何の違いでした、温度差をひしひしとを感じるんですけれども、まずこのいろいろ具体的なそういう枝葉末節に入る前に、この合併なるものは、何でこんなにこの頃言われたのか、もう一遍考え直していただきたいんですが、はっきり言って、国が貧乏になって、もう財政破綻して地方を見捨て始めたから、今まで、おまえら乳母日傘でもっているいろいろ援助をやってきたけど、もうやらんから勝手に自立しなさいと言われて始めたんで、要するに、国から見捨てられたから自立の道を求めて合併せにゃいかんかな、合理化せにゃいかんかな、と

いうことで始めたわけですから、その辺をまず念頭に入れていただきたいんですね。

先ほども初瀬委員さんですか、じゃ高松にとって香川町はどうなんだ、高松の財政計画はどうなんだ、事業計画はどうなんだというような話がありましたが、それをおっしゃる場合には、当然、香川町としても、うちは、これは町議会及び首長が反対だということをよく存じ上げているから、それを前提として言ってるわけですけど、じゃうちは合併せんで、それで補助金もなくなって、交付税も7割、8割になっても、これだけの独自の自立する町政というか、行政をやっていけるんだという、それこそマニフェスト、それを当然、高松に聞くばかりじゃなく、御自分でもお出しになるべきだと思うし、逆に言うと、そのマニフェストづくりに失敗なされたから住民投票で負けたんじゃないんですか。その辺をちょっと考えていただきたいんですね。

それともう一つは、そういうわけで、大体話は両自治体の行政サービスを比較検討するところを始めようじゃないかというふうに終息しつつあるのはよろしいんですが、その場合、これはちょっと高松市の市長さんをお願いしたいんですが、大規模な行政体と地方の小っちゃいところと何が違うかというのと、やっぱり国際化と女性の社会参画とそれと環境、この3つがどちらかという文化の領域になって、とても小さいところではやり切れておらんと、今回の項目を見ますと、環境はあるけれども、今後、少子・高齢化で絶対に必要とされるであろう女性の社会参画という項目や、それから当然そのときに外国人労働者問題も出てくるでしょう。国際化問題をどうするかという項目をつけ加えていただけたらうれしいなと、以上2点でございます。

議長（増田会長） 1点目は、先ほども申しあげましたように、ちょっとこの議題と違いますが、2点目の新たに女性問題とか国際問題とかを項目に入れるべきではないかという点について。

事務局長 ただいまの御意見をいただいた件につきましては、合併協定項目の各種事務事業等において、比較をしていく項目に当然該当するわけでございますが、現時点では、事務局としては、もう両方とも把握をしておらないという状況ですので、とにかくそれぞれの状況、実態というものを比較対照していくことが必要になるというふうに思っております。同じことを繰り返して申しわけございませんが、そういうことでございますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） 協定項目の内容、協定項目そのものにつきまして、何かほかにまだ御発言ございますでしょうか。

松浦委員 確認で、新たに出たり、また、その地域の特性から出たようなところは、3 - 24で幹事会で議題として協議項目に入れてもらえますね。

議長（増田会長） 事務局。

松浦委員 確認しておきます。

事務局次長 事務局からお答え申し上げます。

一応、本日お示ししました協定項目につきましては、各種事務事業を例示をいたしておりますが、もう項目の中に市町のいろんな事業が入っております。1つの項目の中にもいろんな事業が入っておりますし、最終的には、今、松浦委員さんがおっしゃいましたように、その他の事務事業項目の中で、当然、合併協定項目として取り扱っていくということでございますので、この協定項目のいずれかの中で協定項目として協議を進めていくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） それでは、御意見もだんだん出尽くしたと思いますので、特にほかに御意見ないようございましたら、議案第7号についてお諮りいたしたいと思います。

議案第7号につきましては原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ありませんので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 その他（1）高松市・香川町の現況について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4の「その他」でございますが、まず（1）の「高松市・香川町の現況について」、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、事務局から御説明をいたします。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております参考資料をごらんいただきたいと存じます。会議資料の後にとじておりますが、その参考資料をごらんいただけたらと思います。

まず参考資料、表紙に目次を掲載いたしておりますが、先ほど来、御意見がございましたように、第1回の会議におきまして、各委員さんから御意見なり御要望がございました、両市町の現況についてでございます。

まずは、両市町の主要なデータ、公共施設の整備状況、決算の状況、交流人口、人口等の推移、一部事務組合等の状況を整理いたしまして、参考資料として本日提出をさせていただいたものでございます。

なお、表紙の一番下に 印で記載いたしておりますように、この資料の出典でございますが、この資料は財団法人の香川県市町村振興協会が本年2月に発行いたしました『香川県市町村財政要覧』及び「平成12年の国勢調査のデータ」に基づきまして、作成をしたものでございます。

資料1ページをお開き願います。

1ページでございますが、そこには高松市と香川町の主要なデータについて掲載をいたしております。その概要について、項目を簡単に御説明をいたします。

まず、タウンデータといたしまして、平成12年の国勢調査によります人口関係資料や土地利用の状況等を掲載いたしております。

まず1番目は、市・町制施行日、年月日でございます。2番目は、平成12年の国勢調査の人口でございます。3番目が、人口の構成比でございます。65歳以上の構成比は県平均が20.9%でございますが、両市町とも県の平均を下回るものとなっております。4番目は、人口の産業別分類でございますが、両市町とも県平均に比べまして第一次産業、第二次産業とも構成比が低く、第三次産業が高いということになっております。5番目が世帯数、6番目が面積でございます。7番の人口密度でございますが、両市町とも、県平均が545人でございますが、県平均を上回っております。8番目が、土地利用の状況でございます。

次の総合計画、地域指定、慣行等のうち、まず9番は総合計画でございますが、高松市は平成12年度を、香川町は平成13年度を初年度とする総合計画をそれぞれ策定をいたしております。そのキャッチフレーズでございますが、高松市が「笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松」でございます。香川町が、「豊かな自然と文化の香り高い健康で明るいまち香川町」となっております。

次の10番から12番には、地域指定、市町の木・花などの慣行、都市提携の状況を記載いたしております。

次が財政状況でございます。このデータは、両市町の平成13年度の決算統計のデータをもとに作成をいたしております。ここでは、各種財政指標などを掲載いたしております。これらを含めまして、両市町の決算の状況は、後ほど改めて御説明させていただきます。

続きまして、2ページをごらんください。

2ページでございますが、上から4項目からが公共施設の整備状況でございます。

まず、22番が保育所の設置状況とその充足率でございます。

次に、23番から25番でございますが、幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの設置状況と児童・生徒数などでございます。

以下の26番の養護老人ホームの充足率から37番の公共下水道の普及率まで、12項目の公共施設の整備状況を掲載いたしております。

続きまして、38番以降は両市町の特別職、一般職等の状況でございます。

まず、38番から41番までは両市町の三役及び教育長の任期について記載してございます。42番は、議員に関するものでございまして、現在、高松市の条例定数は40人、任期は平成19年5月1日、香川町の条例定数が18人で任期は平成19年4月29日までとなっております。43番目が職員の状況でございますが、平成14年4月1日現在の職員数は高松市が3,295人、香川町が307人、うち一般行政職員の数は高松市が1,201人で職員1人当たりの住民数が277.6人、香川町は107人で232.3人となっております。また、一般行政職員の平均年齢でございますが、高松市が42歳、香川町が39歳と10カ月でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

少しちょっと字が小さくて恐縮でございますが、3ページと4ページには、先ほどの公共施設の整備状況につきまして指数化して、それぞれ比較した資料を掲載しております。表には、項目ごとに高松市と香川町の状況と、一番右側には県の平均を書いております。また、備考欄にはその指数の算出方法を記載しておりますので、両市町を比較するデータとして御活用いただけたらと存じます。本日は、時間の関係がございますので、詳細な説明は省略させていただきますが、また後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、恐れ入りますが5ページをお開き願います。

5ページは、両市町の決算の状況でございます。ここでは、(1)に歳入の状況、(2)に歳出の状況を掲載しておりまして、平成13年度とその前年の平成12年度及びその10年前の平成3年度との決算状況を比較いたしております。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

6ページは、歳入の構成比、比率でございます。構成の比率の推移を記載してございます。ごらんいただきまして、両市町とも地方税などの自主財源の構成比、下半分でございますが、自主財源というふうに記載しておりますが、自主財源の構成比が10年前の平成3年度と比較いたしまして低下してきておりまして、高松市では74%から14.6ポイ

ント低下の59.4%、香川町では52.8%から4.0ポイント低下の48.8%となっておりまして、地方交付税や地方債などの依存財源の比率が高くなっております。

特に現在、地方交付税の抑制が三位一体改革の重要課題とされておりまして、国におきましては、給与水準の抑制あるいは公共事業の削減などの歳出の抑制によりまして交付税額を減額するとともに、いわゆる段階補正の見直しなどの交付税改革が推進されておりまして、今後ますます厳しい財政運営を強いられることとなることが予想されるものでございます。

高松市におきましては、平成8年度までは普通交付税の不交付団体でしたが、平成9年度以降、普通交付税の交付団体となり、13年度の交付税の構成比は6.7%となっております。また、香川町におきましては、13年度の地方交付税の構成比は25.4%ですが、これは県平均の21%より高いものの、38町平均の32.4%よりは低くなっております。

続きまして、7ページ、8ページでございますが、これは両市町ごとに歳入の推移をグラフで示したものでございます。先ほどのは構成比でございましたが、これは歳入の額の推移でございます。市町ごとに記載をいたしておりますので、また後ほどごらんいただけたらと思います。

恐れ入りますが、9ページに参ります。

9ページには、歳出の構成比、比率です、構成比の推移を書いております。両市町とも人件費、扶助費、公債費の義務的経費の構成比が10年前の平成3年度と比べまして高くなっております。高松市では8.6ポイント増の48.5%、香川町では7ポイント増の39.2%をそれぞれ占めております。そういう状況でございます。

続きまして、10ページと11ページには先ほどと同じように両市町の歳出の推移、市町ごとに歳出の額の推移を書いております。

続きまして、恐れ入りますが12ページをお開き願いたいと存じます。

12ページでございますが、まず(9)は基金の状況でございます。ここでは、年度末におきます基金残高の推移を掲載しておりますが、10年前の平成3年度を100といたしますと、高松市は40.8、香川町が80.6となっております。また、住民1人当たりの基金残高でございますが、高松市が5万3,000円、香川町が7万9,000円となっております。

次に、下側の10番、地方債の状況でございます。年度末における地方債残高の推移を

掲載しておりますが、高松市は、10年前に比較いたしますと2倍強となっております。香川町でも約1.5倍となっております。住民1人当たりの地方債残高でございますが、高松市が40万2,000円、香川町が21万8,000円となっております。

以上が基金の状況と地方債の状況でございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

13ページの(11)財政指標の状況でございます。

まず、1番目、財政力指数でございますが、これは地方公共団体の財政力を示す指数で、過去3年間の平均値でございます。この数値が1を超えるか1に近いほど財源に余裕があるということが言えます。表の右端の13年度の全国平均をごらんいただきたいと思います。この全国平均には、上段、高松市の欄でございますが、上側の段には、全国の中核市の平均を書いております。下段、香川町の欄には、全国の町村の平均を記載しております。両市町とも平均を上回っております。

続きまして、経常収支比率でございます。2番目の経常収支比率でございますが、これは財政収支構造の弾力性を見る指数で、この比率が低いほど投資的経費等に向ける財源に余裕があると言えます。一般的に市にありましては80%、町にありましては75%を超えると弾力性を失いつつあるということが言えますが、両市町とも80%を超え、全国平均をも上回っております。

次に、3の公債費負担比率でございます。

これは、公債費に充当されました一般財源総額の割合を見ることによりまして、財政運営の硬直化の高まりをあらわすもので、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインというふうに言われております。

最後の4番目が起債制限比率でございますが、この指標は地方債の許可の制限に用いられておりまして、20%以上の団体には、原則といたしまして一般の単独事業債などの発行が制限されます。両市町とも全国平均に比べまして若干高くなっております。なお、13ページの右側には、それぞれの指標の説明を書いておりますので、また後ほどごらんいただけたらと存じます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

14ページは、交流人口でございます。交流人口でございますが、これは平成12年の国勢調査のデータをもとに作成いたしましたもので、両市町の15歳以上の従業者、通学者の移動についてまとめたものでございます。

まず、高松市の欄をごらんください。

高松市に常住する従業者、通学者の数はA欄の18万3,392人で、うち高松市内を従業地、通学地とする者はC欄の16万3,486人、他の市町を従業地、通学地として流出する人口はB欄の1万9,906人でございます。うち香川町には、1,871人が従業、通学をいたしております。また、高松市を従業地、通学地として他の市町から流入する人口は、E欄の6万2,447人で、うち香川町からの従業通学者数は6,852人となっております。

続きまして、香川町の欄をごらんください。

香川町に常住する従業者、通学者の数はA欄の1万3,889人で、うち香川町内を従業地、通学地とする者はC欄の4,959人、他の市町を従業地、通学地として流出する人口はB欄の8,930人でございます。うち高松市には6,852人が従業、通学をしております。また、香川町を従業地、通学地として他の市町から流入する人口は、E欄の3,410人で、うち高松市からの従業、通学者数が1,871人となっております。ただいま申し上げました内容をわかりやすくあらわしたのが、左下の図でございます。

次に、右下のグラフをごらんいただきたいと存じます。

昼間人口と夜間人口を書いておりますが、昼間人口と申しますのは、夜間の人口に通勤、通学による流入、流出入口の差を加算したものでございますが、高松市においては通勤、通学により流入人口が流出入口を上回るため、夜間に比べて昼間人口が4万2,541人増となっております。また、香川町におきましては、流入人口が流出入口を下回るため夜間人口に比べて昼間人口が5,520人の減となっております。

次に、15ページをお開き願います。

15ページの5、人口等の推移でございますが、10年前の平成2年の国勢調査と比べまして、高松市が1.0%の微増、香川町は6.6%増となっております。ちなみに、県平均が0.05%の減でございます。また、65歳以上の人口でございますが、両市町とも10年前の1.4倍強でございます。高齡化が進展しているということがうかがえます。

最後に、6の一部事務組合の状況でございます。

まず、1番の高松地区広域市町村圏振興事務組合でございますが、両市町とも加入をいたしております。老人ホームひぐらし荘の設置・管理運営や介護認定、し尿処理などの事務を共同処理いたしておりますが、このうち、ごみ処理に関しましては、香川町は5番

に書いておりますが、香川県東部清掃施設組合に加入いたしております。

また、税の滞納整理、消防、葬斎関係などの一部組合には香川町は加入いたしておりますが、高松市は加入いたしておりません。

以上が本日参考資料として提出させていただきました「高松市・香川町の現況について」の説明でございます。簡単で申しわけありませんが、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等承りたいと存じます。どなたからでも御発言を願います。

はい、どうぞ。

梶村委員 先ほども議論を、問題提起をさせていただきましたが、今この参考資料を見せていただいて、感じたことを二、三、申し上げたいと思うんであります。

1つは、私は住まいが仏生山でございますから、浅野とは非常に近うございまして、香川町との境目でございますから、活動分野がずっと香川町と非常に隣接をいたしております、とにかく塩江街道とか由佐街道を行き交う車の量、人の流れ、そういうものが非常に多いということを痛切に感じておりました。

しかし、こういった、今、既に公開されとる資料をこうやってまとめていただきまして、それなりによくわかるし、何するんですが、意外に思うのが、例えば流動人口なんかはオープンにされるところは非常に少ないんですね、これは。実際、1日に6,400人程度の交流しか、通学と就業入れてですよ、それは。通学者、子供の高校生なんかも入れてという話になりますわね。ですから、実際問題としましては、例えば病院だとかあるいは文化施設、市民病院だとか、あるいはその他の病院だとかって、いわゆる文化施設を利用されてる方もおりますから、相当数の方々が非常に流動されておることがこの数字からも非常に現われるわけなんであります。

ですから、私は、合併の先ほどの議論に戻るんでありますが、皆さんが言われるように、香川町の町内の皆さんが議論が伯仲している、あるいは二分しているという実態は、よくわかるんであります。実際、そういう人の流れというものの量というのを見ると、そういうことが非常にひしひしとよく伝わるんでありますが、今、参考資料として出された数字というやつは、これ残念ながら非常にどちらかというところと云う話なわけね。行政に携わっている皆さんですね、事務局だとか、あるいは我々もひとつの一員なんでありますが、議員向けのような部分がいっぱいあります。ないのは、例えば固定資産税をどうや

ってどのぐらいの率で税金をかけられておるんだとか、あるいは使用料・手数料はどうなってるんだとか、各団体への補助金は一体どうなってるんだとかというような数字は、ここには出てきてない。先ほど事務局の答弁なんかのときの質問聞きよったら、1、2カ月かかる、3、4カ月かかるなんていうことを言ってますから、そりゃ確かにかかるんだけど、私はさっきのこの合併協議会の前段の第1回的时候にいろいろ議論があって、そういうサービスの状況については、できるだけ早くまとめようではないかという話が出てました。

きょうもまた、大野さんでしたかね、先ほど一番最初にいろんな、山に登るのにはいろんなルートがあるやないかと、したがって、そのルートを登りながらでも知恵を出し合っていこうでないかというふうに受けとめられる発言もありましたんですが、いずれにしても、私はその作業を急ぐべきだと思いますね。参考資料は参考資料として、それでなかなかよく手間がかかりますので、これまとめていただいているんで、それは良としますが、これはどちらかというやっぱり玄人筋ですわ。玄人向きの話ですわ。

ですから、本当に町内の、町民の皆さん、高松市民の皆さんが見て、これで協議をしていって、クリアできるものはクリアしていこうという気になるような、クリアできなけりゃしょうがないですよ。先ほど、どちらから入りませんかといって、松浦委員さんでしたかね、合併の方式からいかんかというふうな話もありましたが、私はやっぱり先ほど来言ってますように、それぞれの町の住民へのサービスの状況をお互いが認め合って、それで、その上でどういう協議の進め方が一番いいのかということ、きっちり、認識をひとつにした上で、話を進めていくということが、やっぱり今も課せられている、私たちへの義務のように思いますから、事務局はしんどいけど、もう少しそこところは踏ん張っていただいて、もうちょっと詳しいやつ、今、市民の暮らしに直結する、住民の町民の皆さんに暮らしに直結する部分を拾い出して、このサービスの模様を明らかにすべきやと、私は思います、ぜひ強く要望したいと思います。

議長（増田会長） 事務局。

事務局長 御意見いただきまして、先ほども申し上げましたように、それについてはいろんな議論をする大前提となる材料でございますので、事務局としても、できる限り早急に取りまとめをしたいというふうには思っております。

ただ、高松市と香川町のそれぞれの各部署からいろんなデータ、資料を提出いただきまして、それを整理する必要がございますことから、先ほど申し上げましたように、大体き

ちんと整理できるのは三、四カ月はかかるかなというふうに思っております。ただ、項目だけを取り出して、それがあつかないか、両方にあつかないか、そういうような比較を、簡単な比較をするまでに一、二カ月はかかるかなというふうに思っております。

まことに失礼なことなんですが、例えば高松と塩江町との合併協議会における資料の収集の状況を言いますと、大体中項目的に1,900ぐらいの項目が設定されます。1,900項目ごとに、それぞれ数項目ずつ分かります。調整、協議すべき事項というか、お互いに話し合いをすべき事柄がその程度ありますから、大体6,000から8,000の件数があるかというふうに思います。

ただ、この協議会に提示する項目としては、その1,900項目をベースにどのように整理をしていくかということになるかと思しますので、その点御理解をいただきまして、事務局としても早急に作業を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

大塚委員 今も質問出とった、意見出とったことにも関連するわけですけども、全くそのとおりだろうと思います。この資料の整理に当たっては1,900項目、8,000件全部が網羅できなくても、アウトラインとなるところを早急にやっぱり出していただきたいと思うんです。

それともう一つは、財政関係ですけども、財政関係では、県が全県下の自治体の財政状況のシミュレーションをしたようですけれども、余り信頼性にはもう一つということでは聞いてますが、ぜひそういった資料なんかも参考資料として添付していただきたいと思っています。

この資料については、以上です。

議長（増田会長） この件について事務局から、県のシミュレーションについて何か。

事務局次長 ただいまの御意見でございますが、県の財政シミュレーションにつきましては、県に確認いたしまして、早急にこの協議会の場に提出できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） それじゃ、ほかにどうぞ。

初瀬委員 先ほど鎌田委員さんから、ちょっと私の質問につきまして、いろいろお話がございましたので、一言、釈明をさせていただきたいと、このように思います。

まず最初に、鎌田委員さん、合併については、国の方針に従って合併をしなければなら

ないというような御発言だったかと思いますが。

鎌田委員 いや、違いますよ。趣旨が違います。

初瀬委員 違うんですか。いや、そういうふうに……、もうこの合併については、御承知のように各自治体に委ねられて、自治体の考えに委ねられておると、こういうことで誤解のないようにしていただきたいと。

それと、高松の方の財政ばかりを尋ねて、香川町の財政については、ほおかぶりしとるんじゃないかというような御趣旨であったかと思いますがけれども、今、資料についても、この数年の財政状態については、この資料でわかりますけれども、私も先ほどのお話の中で両市町の財政状況や将来展望をということで、決して香川町の財政状況を隠ぺいするというような趣旨はございませんから。

それともう一つ、香川町では、平成12年度に長期10年総合計画を策定しております、御必要があれば、事務局の方にいつでも御要望していただければ、それをお出しすることはできるかと、このように思います。そののところがちょっと誤解があっはいけませんので、申し添えさせておいていただきます。

以上です。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） これは十分資料、膨大な量ですから、ここに出とるだけでも大変なあれがありますから、十分にまた皆さんで御検討いただいて、また次回にいろいろと御質問等がございましたらお願いしたいと存じます。

会議次第4 （2）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、次に（2）の「高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について」事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、説明をいたします。

会議資料の方に戻りまして、21ページでございますが、会議資料の21ページをお開き願いたいと思います。

21ページの（2）「高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について」でございます。

次回の第3回会議につきましては、11月25日火曜日、午後2時から高松市役所の会議室で開催を予定いたしております。

なお、合併協議会の会議の開催場所でございますが、さきに行いました幹事会におきまして御協議いただきました結果、傍聴人の方の利便性等も考慮いたしまして、今後、両市町で交互に開催するというにいたしましたので、委員の皆様方におかれましても、この点御了解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載して、おおむね1週間前ぐらいになりますが、送付させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

なお、あわせて事務局から御報告申し上げます。

さきの幹事会で御協議いただきまして、今回の会議から傍聴人の方々から幅広く意見を聴き、合併協議に反映させるということで、傍聴の方々に対しまして簡単なアンケートを実施いたしております。本日から実施いたしております。内容につきましては、本日資料として添付いたしておりますが、両市町の合併に関する意見、あるいは両市町の合併後のまちづくりに関する意見でございます。アンケート用紙につきましては、傍聴者の方に対しましては資料に同封して配付をいたしております。御記入いただけましたら、会議終了後に出口のところのアンケート回収箱に投函していただくということになっております。本日から傍聴人の方へのアンケートを実施いたしておりますので、あわせて御報告申し上げます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 以上で事務局からの説明は終わりましたが、最後まで御発言をしたというお方ございましたら、若干時間ございますのでどうぞ。

大塚委員さん。

大塚委員 大塚です。きょうも傍聴者が満席の状況です。それで、実は香川町の議会で最近になってからですけれども、モニターテレビで傍聴ができるようにしているわけなんです。この協議会も今後ともだんだん住民の関心が高まっていくかと思えます。そういう中で、傍聴者全員受け入れということが不可能な状況ですから、ぜひモニターで、別室でこれが傍聴できるような措置を講じていただけたらと思うわけですけれども、その対応についてはいかがなもんですか。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 ただいまの御意見でございますが、傍聴人が大勢いた場合の外部でのモニターの設置と、それによってこの会議状況の提供ということでございますけれども、御承知のとおり、この合併協議会におきまして傍聴規程を定めておりまして、その規程の中では

そのような取り扱いについては現在のところは想定をしておらないところでございますので、現在、第2回の会議まではそのようなことは考えておりません。

なお、会議運営でございますので、一定のルールが必要かなというふうに考えておりました、そのルールとしては傍聴規程というもので対応していくということにいたしておりました、傍聴人の数につきましては50名ということで、50名を超える場合が想定される場合は、抽選によって決定をさせていただくという取り扱いになっております。基本的には、この協議会での協議、傍聴規程の改正ということもあろうかと思っておりますけれども、現時点においてはそのような取り扱いにはいたしておりません。

それと、そのような取り扱いを変更する場合には、一つの基準が要ろうかと思っております。それについては、どの会場でも対応できることということが大前提になろうかと思っておりますので、会場によって異なる対応はできないということでございます。

それから、そういうモニターを設置して、その状況を把握できるという会場以外の会議室等が対応できるかどうか、そのようなこともあろうかと思っておりますし、もう一つ事務的に言いますと、それについては若干の経費がかかろうかというふうに思っておりますので、その経費負担をどのようにしていくか、予算措置との関係も出てこようかと思っております。そのようなことをクリアして、この協議会としての決定に従ってまいるということになろうかと思っております。

なお、本日につきましては、50名ちょうどの傍聴者ということでございまして、希望者が50名ということでございまして、その点御理解をいただきたいと思っております。

千葉委員 高松の千葉です。

きょう傍聴された方50名にアンケート用紙を配られて、非常にいいことだと考えております。そのアンケート結果は、次回の協議会までか次回の協議会の場で私どもにお知らせいただけるのでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から、どうぞ。

事務局長 今、事務局として想定しておりますのは、報告事項でも申し上げましたように、ホームページにおきましていつでも自由に御意見をいただく、質問をいただくということにいたしております。それとあわせて、本日の会場でのアンケートも行うということでございますので、そういうさまざまな機会をとらえて、いろんな意見を聞いてまいりたいということで、想定をいたしております。

したがって、傍聴人の方だけの意見をまとめて次の会までに、あるいは会議にどのよう

に整理していくかということについては、現時点では想定しておりませんが、今後のホームページでの意見あるいは傍聴人からの御意見等の状況を踏まえて、また幹事会等で御協議をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にほかに御意見ないようでしたら、時間も経過しておりますので、このあたりで本日の会議を終了させていただきたいと存じます。

皆様方には、本日長時間にわたりまして御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これもちまして、高松市・香川町合併協議会第2回会議を閉会させていただきます。大変御苦労さまでございました。今後ともよろしくお願いいたします。

午後 3時19分 閉会

会議録署名委員

委員 梶 村 伝
委員 御 厩 武 史